

「文における文脈」の観察法

——書きことばの場合——

長 田 久 男

第一 対象と方法

1 作業の立場と目標と

文脈という語は、學術用語としての概念規定が、はっきりしていない（注1）。そのことは、文脈に関する研究において、対象規定、あるいは、研究方法の上に、未解決の点が多いことをも意味する。そこで、まず、それらについての本稿の立場を説明する。

① 辞書類（注2）の解説では、およそ、次の二つのものを含めて文脈とよんでいる。すなわち、

④ 文における文脈。この場合の文脈は、一つの文領域内での意味のつながりとまとまりをさしている。

⑤ 文章における文脈。この場合の文脈は、一つの文章領域内での意味のつながりとまとまりをさしている。

② 文脈は、話しことばにおいても、また、書きことばにおいても

存在するが、今回は、書きことばのそれについてのべる。

③ 文脈は、表現の立場から、また、理解の立場からも考えることができる。表現の立場にたてば、文脈は、表現者が作るものとなるから、そこでは、その作る過程を主に論ずることになる。理解の立場にたてば、文脈は、すでに表現されているものの中に、理解者によって見出されるものとなるから、そこでは、その見出す過程を主に論ずることになる。本稿は、理解の立場に立って述べる。

④ 文脈は、いわゆる意味に関係する。したがって、文脈を論ずるとき、論理的な面だけに限定するか、あるいは、情緒的な面をも含めるかで、二つに分かれる。一般に、情緒的な面を含めての解明は、作業として複雑である。それ以前に、まず、論理的な面に限ったの解明が必要であろう。本稿は、論理的な面に限定する。以上、四つの限定を加えた。それらを要約すると、本稿での文脈は、「すでに書かれている文の中に、理解者によって見出される一つつぎの論理の脈絡をさす。」となる。

そして、作業目標は、「文④における文脈は、理解者の主観に左右されないで、常に、文脈である。」というように、文脈についての一般的な観察法を確立することである。

2 作業仮説

さて、一つの文内での一つづきの論理の脈絡の観察法を考えるためには、まず、次の二つが前提となろう。

① 一つの文内での一つづきの論理の脈絡を把握するには、その文内の言語によらなければならない。

② しかるに、文を構成している言語単位には、文節、第一次の連文節、第二次の連文節、第三次の連文節……と、ある種の階層がある。このことは、橋本進吉博士の文節、連文節に関する研究(注3)によってあきらかである。

右を前提として、つぎに左の二つの事項が想定される。

① 一つの文内での一つづきの論理の脈絡も、文頭から文末まで、かならずしも、同質ではなからう。論理の脈絡にも、屈折、あるいは階層とも言うべきものがあるのではないか。これを「論理の脈絡の様相」と略称する。

② ある文における論理の脈絡の様相と、その文を構成している言語単位の階層とは、無関係ではなからう。むしろ、両者は、深い交渉があろう。

以上によって、観察の方法として次のことが考えられる。すなわち、「論理の脈絡の様相」というような意味的事実を把握するのは、意味を内包した形式である言語単位の階層に依存し、それとの

対応によって、把握するのが適切な方法である。」と。

3 作業の計画

文の種類そのものが多様であるので、それに伴っての脈絡の様相が考えられる。もちろん、その多様さ自体が、文脈の多様さであるから、最後には、すべての文について、観察する用意がなければならぬ。しかし、考察をすゝめるのに、さまざまの文をはじめから一括して対象とすることは、適切でない。まず、文の構造の単純なものについて考え、のちに、複雑な構造の文を対象としたい。

ところで、文の構造上の分類で重要視されているのは、山田孝雄博士の分類(注4)である。山田博士は、まず、単文と複文とに分し、つぎに、複文を有属文、重文、合文の三種に分けている。

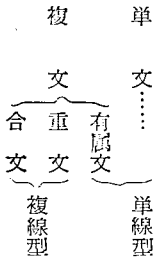
〔単文……(例) 花がさいています。〕

〔有属文……(例) 私の買った本は、これです。〕

〔重文……(例) 父は会社に行き、私は学校へ出かける。〕

〔合文……(例) 雨がふるのを、出発するのをやめた。〕

わたくしは、さきに、「書きことばの文型」(注5)で構造上から「単線型」と「複線型」とに分けた。これを、前の山田博士の分類に対応させると、ほゞつぎのようになる。



そこで、文脈の考察は、「単線型」「複線型」の分類にしたがって行ないたい。

第二 「単線型の文」における文脈

作業手続きの順序にしたがって説明する。はじめに、手続きの要点を述べ、続いて、具体的な説明をする。

1 手続き その一

文を構成している直接単位を認定する。その直接単位を成分とよぶ。そして、成分中に「係り成分」と「受結び成分」とを区別する。これが、「手続き その一」の要点である。

直接構成単位を認定する具体的な手順は、次の㉠①の通りである。

㉠○世界の学者たちは、むかしからこれらのことを研究してきた。
右の文の全体の意味を考えて、全体を二つに区切ると、次の㉡のようになる。

㉡○世界の学者たちは／むかしからこれらのことを研究してきた。

係1

受結1

／線は、切れ目を示す。(以下同じ。)
「世界の学者たちは」を「係1」「むかしからこれらのことを研究してきた」を「受結1」と呼ぶ。「係1」「受結1」の「1」は、第一次段階の「係」「受結」という意味である。以下、「係2」「受結2」「係3」「受結3」も同じ要領である。

㉢○むかしからこれらのことを研究してきた。右の「受結1」全体の意味を考えて、「受結1」全体を二つに切ると、次の㉣のようになる。

㉣○むかしから／これらのことを研究してきた。

係2

受結2

「むかしから」を、仮の「係2」とする。「これら」を研究してきた」を仮の「受結2」とする。つぎに、先の「係1」の「世界の学者たちは」と、この仮の「係2」の「むかしから」との位置を入れかえてみる。そして、はじめの㉠文と比べてみる。論理的意味に変わりがないので、仮の「係2」を真の「係2」と認定する。同時に、仮の「受結2」をも、真の「受結2」と認定する。

㉤○これらのことを、研究してきた。

右の「受結2」全体の意味を考えて、「受結2」全体を二つに切ると、次の㉥のようになる。

㉥○これら／これら／ことを研究してきた。

係3

受結3

「これら／ことを」を、仮の「係3」とする。「研究してきた」を、仮の「受結3」とする。つぎに、先の「係1」「係2」と、この仮の「係3」との位置を、相互に入れかえてみる。そして、はじめの㉠文と比べてみて、論理的意味に変わりがないので、仮の「係3」を真の「係3」と認定する。同時に、仮の「受結3」をも真の「受結3」と認定する。

㉦○研究してきた。

右の「受結3」全体の意味を考えて、「受結3」全体を二つに切

ると、次の⑥のようになる。

⑥ ○研究して／きた。

係4 受結4

「研究して」を、仮の「係4」とし、「きた」を、仮の「受結4」とする。つきに、先の「係1」「係2」「係3」と、この仮の「係4」「研究して」との位置を相互に入れかえてみる。すると、たとえば、

○研究して／世界の学者たちは／むかしから／これらのことを／きた。

○世界の学者たちは／研究して／むかしから／これらのことを／きた。

○世界の学者たちは／むかしから／研究して／これらのことを／きた。

のような文になって、不自然である。つまり、仮の「係4」は、真の「係4」として認定できない。認定できないということは、この文においては、直接構成単位でないということである。結局、先の④文は、

① ○世界の学者たちは、／むかしから／これらのことを／研究してきた。

と右の①②③④の四つの部分から構成されているということである。①②③④が「係り成分」であり、④が「受結び成分」である。

さて、文には、「結び成分」は、一つあるが、「係り成分」は、一つ、または、二つ以上ある。例だけを一部次にあげよう。

① ○あしが／ながい。
(係り成分一つ)

① ○しげるさんに、／おじさんからのゆうびんが、／きました。
(係り成分二つ)

② ○たくさんのふくろは、／待っていたゆうびん車に、／えきで／つまれました。
(係り成分三つ)

③ ○たくさんのふくろは、／待っていたゆうびん車に、／えきで／つまれました。
(係り成分三つ)

ところで、ある文における直接構成単位を求めることは、その文において、可能なかぎりの最大数の「係り成分」を求めることである。

「係り成分」は、次のような条件をそなえていなければならない。つまり、仮に区切った「係り成分」が、真の「係り成分」となるための適格条件は次の通りである。

① 意味上、「受結び成分」とだけ直接結びつき、他の「係り成分」とは結びつかない。

② したがって、他の「係り成分」と、位置を入れかえることができる(注6)。つまり、位置を入れかえても、いわゆる文の論理的意味に変化をあたえない。

③ 係り成分内のことばは、意味上その内部で、必ず、結びつく。その内部には、結びつかないで孤立していることは、はいってない。

このことから、文における「係り成分」と「受結び成分」の認定は、その文に即して、相対的に認定されるものであることがわかる。したがって、④の文において、直接構成単位であったものが、⑥の文においても、必ず、直接構成単位であるとは、必ずしも言えない。

2 手続き その二

「係り成分」が、連文節になっている場合、それを、さらに、「支流部」と「代表部」とに分けて「支流部」を、単純な言いかえ語に置きかえる。これが「手続き その二」の要点である。

「係り成分」が連文節になっている場合の操作を述べるには、まず、連文節の構成一般について述べ、続いて連文節からなる「係り成分」の構成について明らかにしなければならない。しかるに、これらについて文法論は、まだ、その全貌をあきらかにしていない。そこで、連文節を構成している単位は、文節であると思うので、ここでは、とりあえず、文節の結合のしかたに関する芳賀綴氏の考えを借用して考察をすすめる。

芳賀氏は、「文節の結合のしかた」を、甲「修飾↓被修飾」と、乙「並立↓被並立」の二つに大別している。要旨は、ほど、次のとおりである。

① 「文節Aが文節Bに結合するとは、AがBに従属することである。BがAを統率することである」という（八八ページ）そこで、

② 「文節群(A+B)において、BがAを統率し、同時に(A+B)全体を代表する」という結合関係を作る場合のAを△修飾語▽Bを△被修飾語▽と呼ぶ（九三・九四ページ）。また、
③ 「文節群(A+B)において、BがAを統率し、しかも、Bが(A+B)全体を代表しない」という結合関係を作る場合のAを△並立語▽、Bを△被並立語▽と呼ぶ（一〇二ページ）。

④ ここで、△代表▽という概念は重要で、修飾語と、並立語とを

区別するのに用いている。すなわち、修飾語と並立語の違いは、結合した結果生じた、実質的意味の違いに係属するといふ。（日本文法教室、東京堂）

文節が結合して、連文節ができることは、まちがいないことであるが、すべての連文節が右にあげた二つの結合のしかたによって構成されるとは、必ずしも、言えない。この場合、逆も真であるとまでは言えないからである。正確には、文法論の今後の研究成果をまたなければならぬ。ただし、「係り成分」が連文節になっている場合についてみると、多くの事例は、右の二つのうちのどちらかに属している。

甲 「修飾↓被修飾」の関係にある場合

（例文）○山にかこまれた谷あいの小さな村に、／小さなたんぼが／いくつも／ありました。

右の例文で、「係り成分」は、①「山にかこまれた谷あいの小さな村に」②「小さなたんぼが」③「いくつも」の三つである。

ところで、①と②の係り成分は、それぞれ、連文節で構成されている。

「係り成分」が、連文節で構成されている①②の場合、それは、さらに、次①②のように、それぞれ、④⑤と二つに分けることができる。

① 山にかこまれた谷あいの小さな村に、

④ 小さなたんぼが、

意味の上で、④は、④を統率し、「④+⑤」全体を代表している

る。④は、⑤に従属している。この「統率」「従属」及び「代表」の概念については、芳賀綏氏の研究による。(日本文法教室・九三ページ) ところで、仮に、⑤を「代表部」と呼び、④を「支流部」と呼ぼう。そして、「支流部」を単純な言いかえ語「アル」に置きかえる。次のとおりである。

○山にかこまれた谷あいの小さな村に、
支流部 代表部 支流部 代表部
 くつも／ありました。

○山にかこまれた谷あいの小さな村に、
アル アル
 村に／
 小さなたんぼが／
 いくつも／ありました。

乙 「並立↓被並立」の関係にある場合

(例文) ④ ⑤
 「畠と家が」が、「係り成分」であり、連文節になっている。そ

して、④と⑤とが、「並立↓被並立」の関係にある。右の場合、芳賀氏も言うように、⑤は(④+⑤)全体を意味上、代表しない。

例文 小さな畠と三けんの家が、
④ ⑤
 三けんの家が、
④ ⑤

「小さな畠と三けんの家が」が、「係り成分」であり、連文節になっている。そして、④と⑤が「並立↓被並立」の関係にある。右の場合、「④↓⑤」の関係、および、「⑤↓④」の関係は、どちら

も、「修飾↓被修飾」の関係にあるので、そこには、「支流部↓代表部」の関係が存在する。すると、「並立↓被並立」の関係にある④と⑤は、二つで、この「係り成分」の「代表部」をなしていると考えるべきであろう。

最後に、「係り成分」の連文節が、「修飾↓被修飾」、「並立↓被並立」の関係で処理できない一グループの例について述べよう。

例文 「山には行かない」と／彼は／言った。

「山には行かない」とは、「係り成分」である。これを連文節とするかどうかに一応、問題はある。つまり『山には行かない』は、いわゆる会話文であって、それを「と」が引用しているので、文の構造を論ずる場合には、会話文全体を、体言相当語とする考えがあるからである。

しかし、文脈論としては、一応次のように取り扱ってみたい。

支流部 代表部
 山には行かないと／彼は／言った。

コレコレ
 山には行かないと／彼は／言った。

さて、「係り成分」中の「支流部」は、文を直接構成していない単位である。「係り成分」を構成している下位次元の単位である。「係り成分」中の「代表部」は、それだけで、直ちに、文の直接構成単位になる資格を持っている。

したがって、「係り成分」の中を、「代表部」と「支流部」とに区別することは、文内の論理の脈絡に階層を見出そうとする操作の前提である。ここから、次の「手続き」その三」に発展する。

3 手続き その三

文内の論理の脈絡に階層を見出し、それを、「本流」と「支流」とに區別し、両者を関係づける。これが「手続き その三」の要点である。

論理の脈絡の「本流」は、「係り成分」の「代表部」と、「受結び成分」とによって作られる。その場合「係り成分」中の「支流部」は、単純な言いかえ語である「アル」もしくは、「コレコレ」に言いかえたままにしておく。

論理の脈絡の「支流」は「係り成分」中の「支流部」によって作られる。以上を、実例によって示そう。

(例文)

④ 山にかこまれた谷あいの小さな村に、小さなたんぼが、いくつもありません。(手続きその一)

⑤ 山にかこまれた谷あいの小さな村に／小さなたんぼが／いくつもありません。(手続きその二)

⑥ 山にかこまれた谷あいの小さな村に、
 代表部 支流部 代表部
 ／いくつも／ありました。

⑦ アル村に／アルたんぼが／いくつも／ありました。(本流)

(手続きその三)

⑧ アル村とは山にかこまれた谷あいの小さな村である

る。(支流のその一)

○アルたんぼとは小さなたんぼである。(支流のその二)

例文④は、「手続きその一」によって、⑧となる。⑧は、「手続きその二」によって、⑥となる。⑥の「支流部」を「アル」に言いかえて、⑨ができる。この⑨が論理の脈絡の「本流」である。⑨の「アル」の部分(支流部)をもとにして、

アル [] とは [] である。

という型に入れて、⑨の二つを作る。これが論理の脈絡の「支流」である。右の型に入れることによって、「本流」と「支流」とが関係づけられている。これで、「手続きその三」がおわる。

4 単線型の文における文脈の様相の種類

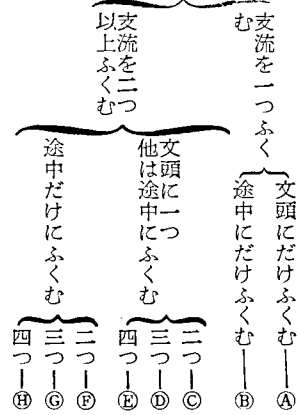
手続きその一、その二、その三による操作が、すなわち、単線型の文における文脈の観察法である。当然、この観察法によって見出される文脈の種類が考えられる。それについて、一試案を示そう。紙面の余裕がないので類型の区分表だけを示す。

略号

成分の数が	一つ	①
成分の数が	二つ	②
成分の数が	三つ	③
成分の数が	N	④

本流だけで、支流を
ふくまない

本流の外に、支流
をふくむ



第三 「複線型の文」における文脈

論理学でいう「命題」の概念を導入して考えると、

○花が咲いています。

○私の買った本は、これです。

のような、単線型の文は、「単一命題」を表現した文である。それに対し

○父は会社に行き、私は学校に出かける。

○雨がふるので、出発するのをやめた。

のような複線型の文は、「複合的命題」を表現した文である。

そこで、複線型の文の場合、まず、「複合的命題の中から、単一

命題を抜き出すこと」が単線型に比べて、大きく異なる点である。単一命題を抜き出すとは、複線型の文の中から、単線型の文を抜き出すことである。以下作業手続きの順序にしたがって説明する。

1 手続き その一

複合的命題から単一命題を抜き出す操作は、与えられた文が、単線型の文であるか、複線型の文であるかを区別する操作でもある。文の意味を考えて、次々と二つに区切っていくとき、先行する部分の境目に、

(イ) 接続助詞 が・から・けれど・けれども・と・ので・のに・

ながら・て(一部)ても(一部)

(ロ) 並立助詞 し、たり、

(ハ) 活用語の運用形の中止法。

(注) の形式があらわれているときは、その箇所を、複合的命題の中から、単一命題を抜き出す候補の箇所とする。(注) この形式を、仮に、「連接形式」と呼ぶ。

次に抜き出した単一命題を「命題の形」とし、「連接形式」を保持して、表現の順序に並べる。

以上を事例によって示そう。

①○父は、六時ごろに家を出たけれども、ぼくは、七時半ごろに出た。

二つに区切ると、「父は六時ごろに家を出たけれども」ところで切れる。その場合境目が接続助詞「けれども」になっている。

さて、この箇所は、単一命題を抜き出す候補の箇所となる。そ

ここで、次に、その接続助詞を除いた残りの部分までで、命題を一つ抜き出す。そして、除いた接続助詞「けれども」を連接形式として、命題と別にする。次の㉔のようになる。

㉔〇「父は、六時ごろに家を出た」↓(命題)

ケレドモ

…↓(連接形式)

「……………」

次に、「父は六時ごろに家を出た」の中をみると、この中には、もう、単一命題がふくまれていないから、それを、そのまま、単一命題とする。単一命題がふくまれていないことをたしかめるには、それを、次々に二つに区切っていって、その境目に、先にあげた「連接形式」があらわれるかどうかをたしかめる。あらわれなければ、それ自身が単一命題である。

次に、「ぼくは七時半ごろ出かけた」をみると、この中にも、もう、単一命題はふくまれていないから、それを、そのまま、単一命題とする。

結局、先の文は、次の㉕のようになる。

㉕〇「父は、六時ごろに家を出た」

ケレドモ

「ぼくは七時半ごろ 家を出た。」

(単一命題)

(連接形式)

(単一命題)

「単一命題の形」にする場合、必要に応じて「成分の補い」「成分の作りかえ」などを行なう。右の 家 をは、補った成分である。

「単一命題の形」すなわち「単線型の文」になったものの内部を、分析する。

その分析の要領は、「単線型の文」の内部を分析したのと、同じ要領である。「単一命題の形」になったものは、「単線型の文」として取り扱うことができるからである。

実例によって示そう。

㉖〇朝早くおきた父は、六時ごろに家を出ましたが、夕べ勉強でお

そくなつたぼくは、七時半ごろ出ました。

右のセンテンスは、先の「手続きその一」で、次の㉗のように、「単一命題の形」にすることができた。

㉗〇朝早くおきた父は、六時ごろに家を出ました。

(単一命題の形)

(連接形式)

シカシ

㉘〇夕べ勉強でおそくなつたぼくは、七時半ごろ 家 を出まし

た。

(単一命題の形)

次に、右の㉘の㉘を、単線型の文の内部を分析したのと同じ要領で分析すると、それぞれ、次の㉙の㉙のようになる。これが、「手続き その二」である。

㉙〇朝早くおきた父は／六時ごろに／家を出ました。

〇アル父は／六時ごろに／家を出ました。

△アル父とは朝早くおきた父である。

(支流)

㉚〇夕べ勉強でおそくなつたぼくは／七時半ごろ／家を出まし

2 手続き その二

した。

○ アル ぼくは／七時半ごろ／家を／出ました。(本流)

△ アル ぼくとは 夕べ勉強でおそくなったぼく である。(支流)

3 手続き その三

単一命題と単一命題との関係を求める。

この手続きは、本流と本流との関係を、連接形式の機能を手がかりにして求めることである。その場合、原則として、交流部は、言いかえ語に置きかえたままとする。そして、交流部を説明した部分は、必要があれば、本流部の前後外側におく。

以上を実例によって示そう。

○ アル 父とは 朝早くおきた父 である。(支流)

アル 父は六時ごろに家を出ました。(本流)

シカシ

アル ぼくは七時半ごろ家を出ました。(本流)

(連接形式)

↑本流と本流との関係を考える

○ アル ぼくとは 夕べ勉強でおそくなったぼく である。(支流)

4 付言 一

以上、手続きその一、その二、その三、による操作が、すなわち、複線型の文における文脈の観察法である。当然、この観察法によって、見出される文脈の類型が考えられる。しかし、それについて、ここに、説明する段階に至っていない。複線型の文における文脈の類型は、本流と本流との連接の上に見出されるものと想定する。

5 付言 二

さて、これまでに、文における文脈論は、文の構造論と深く交渉することにいくらか述べた。そこで、構造論と文脈論とのおおよその異同について要約して付言しよう。ただし、想定の域を出ないものもある。

構造論は、文を、構成している言語単位に分析し、分析した各単位の相互関係を考えて、その種類(たとえば、主語、述語の関係とか、修飾、被修飾の関係とかをさす。)を論ずることを主目的とする。従来の構造論では、各単位の相互関係は、常に、同一次元のものについて、しかも、対応する二単位ずつに限って論じられるだけである。同一次元で、三つ以上の単位にわたって同時に論ずることも、また、異次元におけるそれとの関係を論ずることを、必ずしも、し

ていない。

文脈論は、文内における一つづきの論理の脈絡を論ずるのに、その文内の言語単位に相互関係があるという事実には依存して論じなければならぬ。その点、構造論の成果を一部必ず前提とする。しかし、文脈論は、相互関係の個々の種類（たとえば、主語、述語の關係とか、修飾、被修飾の關係とかをさす）について、論ずることをしない。そのかわり、同一次元での単位について、相互関係があるという事実を二つ以上にわたって、その系列をみる外に、異次元における単位との間に、階層関係があるという事実をみることを、絶対条件とする。むしろ、そうした系列なり階層なりを統一的に組織化して論ずることを、主目的とする。

注①○堀田要治「文脈」続日本文法講座3、八一ページ参照。

○宮地裕「文脈と文法」講座解釈と文法7、五六ページ参照。

②参考として次の二つをあげよう。

国語学辞典（昭和30年、東京堂）時枝誠記執筆（同書八三一ページ。）

日本文法辞典（昭和32年、弘文堂）阪倉篤義執筆（同書七〇ページ。）

③橋本進吉博士著作集第七冊「国文法体系論」一七九—一九一ページ。

④山田孝雄『日本文法学要論』二三二—二四五ページ。

⑤京都市教育研究所『書きことばの文型』一五ページ。

⑥ほど同様の趣旨のことが、すでに「松尾捨治郎『国語法論攷』

六五ページ」にある。

本稿は、昭和三十七年十一月十一日、広島大学国語国文学会研究協議会で発表したものである。

三七・一一・一五

（京都市教育研究所員）